

島根原子力発電所 2 号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（通信連絡設備）

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	平成27年2月10日	通信連絡設備について基準地震動を考慮して多様性を有していることを説明すること。	本日回答	設置許可基準第35条では設計基準事故時において、E R S S 等に必要データを伝送することに対し、回線に多様性の要求があり、緊急時対策所と2号炉建物間には有線系および無線系で伝送可能とする。 設置許可基準第61条の緊急時対策所において、必要データの把握について基準地震動による地震力に対して機能維持が要求されており、これについて耐震性を有した無線系によって通信連絡を確保することとしている。なお、有線系のケーブルについても、可とう性を有するとともに余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計としている。 (資料 1 - 2 - 3 35条-参考-30, 31, 32)
2	平成27年2月10日	E-SPDSの基本設計において、今後の監視パラメータの追加や監視機能の拡張等を鑑み、余裕のあるデータ伝送容量や表示機能の拡張性が考慮されていることを説明すること。	本日回答	安全パラメータ表示システム(S P D S)は、今後のプラントパラメータの追加を考慮し、表示可能なプラントパラメータ数は必要なプラントパラメータ数に対し、余裕を持った設計とするとともに、S P D Sデータ収集サーバ及びS P D S伝送サーバのソフトウェアを改造することにより拡張可能な設計としている。また、安全パラメータ表示システム(S P D S)のデータ伝送容量は、今後のプラントパラメータの追加を考慮し、回線容量は必要回線容量に対し余裕を持った設計としている。 (資料 1 - 2 - 5 62-6-19, 62-6-20)
3	平成27年3月24日	有線のものについて、図面に示されている系統は全てか。残っている配線による悪影響について説明すること。	本日回答	安全パラメータ表示システム(S P D S)における発電所内建物間の有線系回線2回線は、別ルートで緊急時対策所と接続しており、2号炉と緊急時対策所間を直接接続する設計とする。有線系回線に損傷が発生し、有線系回線によるデータ伝送の機能が喪失した場合、耐震性を有した無線通信装置により、発電所内建物間のデータ伝送が継続可能な設計とする。また、耐震性を有した統合原子力防災ネットワーク(衛星系)を、緊急時対策所に設置することにより、地震時においても本社へデータ伝送が可能な設計とする。 (資料 1 - 2 - 3 35条-13)

島根原子力発電所 2 号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（通信連絡設備）

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
4	平成27年3月24日	耐震性を有する施設を介さないでも本店への情報伝達手段を確保できる根拠を説明すること。	本日回答	No.3にて回答
5	平成27年3月24日	耐震性の担保について、緊対所と原子炉建屋の間のケーブルが対象になっていない妥当性を説明すること。	本日回答	No.1にて回答
6	平成27年3月24日	無線については確実に耐震性を担保し、有線については特段担保しない妥当性について説明すること。	本日回答	No.1にて回答
7	平成27年3月24日	緊対所における送受信機の耐震性の担保について説明すること。	本日回答	No.1にて回答
8	平成27年3月24日	本店に対するデータ転送について多様性の確保を含めて再検討すること。	本日回答	No.3にて回答
9	平成27年3月24日	内部火災や内部溢水などの外乱に対する多様性の確保について説明すること。	本日回答	内部火災や内部溢水発生時においても設計基準対象施設と重大事故等対処設備が同時に機能喪失しない設計としている。 (資料 1 - 2 - 4 添3.19-32, 40, 47, 69, 75, 78)